

# 第20期 定時株主総会招集ご通知

## 日 時

2021年3月26日（金曜日）午後1時30分  
（受付開始 午後1時）

## 場 所

東京都江東区青海二丁目5番10号  
テレコムセンタービル東棟 20階会議室

昨年とは会場が変更となっております。ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

## 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第20期定時株主総会招集ご通知 ..... | 1  |
| 株主総会参考書類 .....        | 5  |
| 事業報告 .....            | 22 |
| 連結計算書類 .....          | 46 |
| 計算書類 .....            | 49 |
| 監査報告 .....            | 52 |

### <新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染が広がっております。

本株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

証券コード7776  
2021年3月4日

株 主 各 位

東京都江東区青海二丁目5番10号  
テレコムセンタービル

**株 式 会 社 セ ル シ ード**

代表取締役社長 橋本 せつ子

## 第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、4頁をご参照ください。）

敬 具

## 記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午後1時30分
2. 場 所 東京都江東区青海二丁目5番10号  
テレコムセンタービル東棟 20階会議室  
（昨年とは会場が変更となっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」  
をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。）

## 3. 目的事項

## 報告事項

1. 第20期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。定時株主総会終了後、同会場にて事業説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cellseed.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 1 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年3月26日（金曜日）午後1時30分（受付開始午後1時）

開催場所 テレコムセンタービル東棟 20階会議室

### 2 郵送で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限 2021年3月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

### 3 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。  
スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2021年3月25日（木曜日）午後5時30分まで

詳細は、  
次ページを  
ご参照ください。

#### 議決権の 重複行使の 取り扱い

- 1 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。  
※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

# インターネットによる議決権行使方法について



## スマートフォンからの場合

### QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、ログインID及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否を入力ください。

議決権行使サイト

＜ホーム＞

〇〇〇株式会社  
第〇〇期定時株主総会

開催日：2000年〇月〇日

株主番号：123456789

株主名：〇〇 〇〇

議決権数：100株

1. 会社概要に申し込めてください

2. 議決権行使に必要となる資料を確認

※議決権行使に関する資料を確認

※議決権行使について  
ご投票は、投票締切日時までに、投票受付を完了したものが有効となります。  
インターネットと電話の両方で投票された場合、郵留票が優先して投票を優先いたします。  
値上り、値下りご投票された場合はインターネットからのご投票を優先いたします。

※ご投票状況

※まだご投票しておりません。

※投票締切日時  
2000年〇月〇日 17時00分

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

### ご注意

QRコードを利用した議決権行使は1回のみ有効です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※携帯電話ではご利用いただけませんので、ご了承ください。



## パソコンからの場合

### ログインID・パスワードを入力する方法

#### 議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.net-vote.com/>

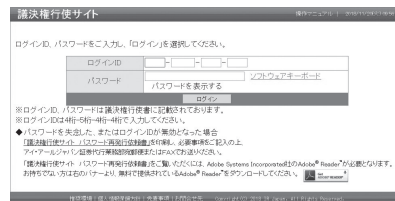


- 1 トップ画面



- 2 ログイン画面

ログインID、パスワードを入力し、「ログイン」を選択してください。



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ  
.....  
株式会社アイ・アール ジャパン  
証券代行業務部

● 電話 (専用ダイヤル)

**0120-975-960** (通話料無料)

(受付時間) 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 監査等委員会設置会社への移行

当社は、現行の組織体制の合理化及び効率化を図るとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行致します。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものとします。

② 重要な業務執行の決定の委任

経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を設けるものとします。

③ 機動的な資本政策等の遂行

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、定款第41条（剰余金の配当等の決定機関）及び第42条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款6条（自己の株式の取得）、第47条（期末配当金）及び第48条（中間配当金）を削除するものとします。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                            | 変 更 案                               |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| 第2章 株式<br>(発行可能株式総数)<br>第5条 (条文省略) | 第2章 株式<br>(発行可能株式総数)<br>第5条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(自己の株式の取得)</u><br/> 第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第7条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/> (取締役会の設置)<br/> 第18条 (条文省略)</p> <p>(員数)<br/> 第19条 当社の取締役は、6名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)<br/> 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)<br/> ③ (条文省略)<br/> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(自己の株式の取得)<br/> (削 除)</p> <p>第6条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/> (取締役会の設置)<br/> 第17条 (現行どおり)</p> <p>(員数)<br/> 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、6名以内とする。<br/> ②当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)<br/> 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p> <p>② (現行どおり)<br/> ③ (現行どおり)<br/> ④当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。<br/> ⑤前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の開始の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>②増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③取締役は、その決議によって、取締役社長を1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③増員により、又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。ただし、前条第4項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③取締役は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役社長を1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> | <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会規程)<br/>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役及び監査役会の設置)<br/>第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)<br/>第32条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)<br/>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br/>③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。<br/>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の開始の時までとする。</p> | <p>(取締役会規程)<br/>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第30条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)<br/>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>(監査役の任期)</u><br>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>②任期満了前に退任した補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。 | (削 除) |
| <u>(常勤監査役)</u><br>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。                                                                                                                                                                                          | (削 除) |
| <u>(監査役会の招集通知)</u><br>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<br>②監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。                                                                                                     | (削 除) |
| <u>(監査役会の決議方法)</u><br>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役会の過半数をもって行う。                                                                                                                                                                       | (削 除) |
| <u>(監査役会の議事録)</u><br>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。                                                                                                                                      | (削 除) |
| <u>(監査役会規程)</u><br>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めがあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。                                                                                                                                                               | (削 除) |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/> 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                                                                      | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                   |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第41条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。<br/> ②当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                   |
| <p>(新 設)<br/> (新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>第5章 監査等委員会<br/> <u>(監査等委員会の設置)</u><br/> 第31条 当会社は、監査等委員会を置く。</p>                                                                                            |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/> 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/> ②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u><br/> 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>                                                                        |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p><u>(監査等委員会の議事録)</u><br/> 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                                                    | <u>(監査等委員会規程)</u><br>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                                          |
| 第6章 会計監査人<br>第42条～第44条 (条文省略)                                                                            | 第6章 会計監査人<br>第36条～第38条 (現行どおり)                                                                                        |
| (会計監査人の報酬等)<br>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。                                                      | (会計監査人の報酬等)<br>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。                                                                 |
| 第7章 計算<br>(事業年度)<br>第46条 (条文省略)                                                                          | 第7章 計算<br>(事業年度)<br>第40条 (現行どおり)                                                                                      |
| (新 設)                                                                                                    | <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br>第41条 当社は剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、取締役会で定めることができる。                                      |
| (新 設)                                                                                                    | <u>(剰余金の配当の基準日)</u><br>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。<br>②当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。<br>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 |
| (期末配当金)<br>第47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 | (削 除)                                                                                                                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p> <p>（期末配当金等の除斥期間）</p> <p>第49条 （条文省略）</p> <p>（新 設）</p> | <p>（削 除）</p> <p>（期末配当金等の除斥期間）</p> <p>第43条 （現行どおり）</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第20期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                           | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                                                                                                   | <div>再任</div> <div>はしもとせつこ<br/>橋本 せつ子<br/>(1953年8月15日)</div> <div>取締役会出席状況<br/>(当期)<br/>13回／13回(100%)</div> | 1984年4月 ヘキストジャパン株式会社 入社<br>1991年4月 ファルマシアバイオテク株式会社 入社<br>1998年7月 ビアコア株式会社<br>マーケティング部及び開発部 部長<br>2008年7月 株式会社バイオビジネスブリッジ 設立<br>代表取締役社長<br>2009年2月 スウェーデン大使館 投資部<br>主席投資官<br>2014年3月 当社取締役副社長<br>2014年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>2015年11月 株式会社バイオビジネスブリッジ 取締役<br>（現任） | 24,300株     |
| 取締役候補者とした理由<br>橋本せつ子氏は、2014年6月の就任以来当社代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、経営全般を牽引してまいりました。<br>今後も、同氏の有する幅広い経験と知見、そしてリーダーシップ等が企業価値向上の実現に向け、当社の経営に必要であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。 |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                               |             |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                          | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                                                         | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2                                                                                                                                                                                                              | <div>再任</div> <div>おの 小野 寺 純<br/>(1957年1月16日)</div> <div>取締役会出席状況<br/>(当期)<br/>13回／13回(100%)</div>       | 1980年4月 ソニー株式会社 入社<br>1998年4月 同社 情報機器事業本部企画管理部 部長<br>2001年10月 ソニーエリクソン日本法人 取締役<br>2003年8月 ソニーエリクソンアメリカ法人 副社長<br>2006年5月 ソニーエリクソン欧州法人 副社長<br>2009年3月 S-LCD(ソニー/サムソンJV) 代表取締役 兼 CFO<br>2012年5月 Sony Service&Operations of Americas CEO<br>2015年4月 サンデンビジネスエキスパート株式会社<br>代表取締役社長<br>2016年10月 当社最高財務責任者兼管理部門長<br>2017年3月 当社取締役 最高財務責任者（現任） | 6,100株      |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>小野寺純氏は、グローバルビジネスにおいて豊富な経験を有し、2016年10月より、当社最高財務責任者として経営戦略、財務戦略等を統括し、企業価値の持続的向上を目指して強いリーダーシップを発揮しています。</p> <p>今後も、同氏の有する幅広い経験と知見等が当社の経営に必要であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>               |                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |             |
| 3                                                                                                                                                                                                              | <div>再任 社外</div> <div>おお 大 江 田 憲 治<br/>(1951年9月10日)</div> <div>取締役会出席状況<br/>(当期)<br/>13回／13回(100%)</div> | 1982年4月 住友化学工業株式会社 入社<br>1990年10月 同社 生命工学研究所 主任研究員<br>2007年1月 内閣府・大臣官房審議官（科学技術政策）<br>2010年1月 住友化学株式会社 フェロー<br>2011年4月 独立行政法人 理化学研究所 理事<br>2015年4月 同研究所 顧問<br>2015年7月 株式会社住化技術情報センター 取締役<br>2017年3月 当社社外取締役（現任）<br>2018年6月 公益社団法人日本工学アカデミー 常務理事<br>2020年6月 同アカデミー 終身フェロー（現任）                                                            | 600株        |
| <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>大江田憲治氏は、企業及び公的機関での経験が豊富で、ライフサイエンスにおける深い見識を有しております。引き続き同氏の有する豊富な専門知識及び経験等をベースに当社の経営に有益な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p> |                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大江田憲治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、業務執行取締役等であるものを除く取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆様へ承認いただいております。
- 当社は、大江田憲治氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で締結されている責任限定契約を継続する予定であります。
- 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                           | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                          | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                   | <div>新任 社外</div> <div>やまぐち としお<br/>山口 十思雄<br/>(1963年6月4日)</div> <div>取締役会出席状況<br/>(当期)<br/>13回／13回(100%)</div> <div>監査役会出席状況<br/>(当期)<br/>14回／14回(100%)</div> | <div>1988年10月 サンワ等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ） 入社</div> <div>1996年 8 月 株式会社ジャフコ 入社<br/>ジャフコ公開コンサルティング株式会社（現株式会社ジャフコ） 出向</div> <div>2008年 5 月 山口公認会計士事務所を開設</div> <div>2009年 6 月 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役（現任）</div> <div>2011年 3 月 当社社外監査役（現任）</div> <div>2015年 6 月 株式会社エクストリーム 社外取締役（現任）</div> | 0株          |
| <div>監査等委員である社外取締役候補者とした理由</div> <div>山口十思雄氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての経験と専門知識を有しており、当社の経営に対して的確な助言をいただいております。引き続き経営に対する適切な助言・監督を行っていただけることを期待して、社外取締役候補者としました。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。</div> |                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                           | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                    | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                               | <div> <div> <b>新任</b> <b>社外</b> </div> <div>           たじのりこ<br/>           田路則子<br/>           (1964年9月29日)<br/>           取締役会出席状況<br/>           (当期)<br/>           12回/13回(92%)         </div> </div>                                                                              | 2002年4月 明星大学情報学部経営情報学科 専任講師及び准教授<br>2004年10月 独立行政法人産業技術総合研究所ベンチャー開発戦略研究センター 客員研究員<br>2006年4月 法政大学経営学部・大学院経営学研究科（ビジネススクール） 准教授<br>2008年4月 法政大学経営学部・大学院経営学研究科（ビジネススクール） 教授（現任）<br>2012年4月 法政大学イノベーション・マネジメント研究センター 所長<br>2015年7月 不二製油株式会社 社外取締役<br>2018年3月 Chalmers University of Technology 客員研究員<br>2019年3月 当社社外取締役（現任） | 0株          |
| 監査等委員である社外取締役候補者とした理由<br>田路則子氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、日本企業のイノベーションマネジメント、起業マネジメント、グローバルマーケティング等の企業経営に必要な多方面の専門領域の研究活動の第一線で活躍してこられております。同氏の有する豊富な専門知識等を踏まえて当社の経営に有益な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |             |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                               | <div> <div> <b>新任</b> <b>社外</b> </div> <div>           ひろせまのりこ<br/>           廣瀬真利子<br/>           (1967年9月21日)<br/>           取締役会出席状況<br/>           (当期)<br/>           13回/13回(100%)<br/>           監査役会出席状況<br/>           (当期)<br/>           14回/14回(100%)         </div> </div> | 1995年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>1995年4月 ブラウン・守谷・帆足・窪田法律事務所 入所<br>1997年7月 春木・澤井・井上法律事務所 入所<br>2000年2月 三井安田法律事務所 入所<br>2004年10月 西村あさひ法律事務所 入所<br>2009年10月 サンフラワー法律事務所開設<br>2017年3月 当社社外監査役（現任）<br>2018年6月 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役（現任）                                                                                      | 0株          |
| 監査等委員である社外取締役候補者とした理由<br>廣瀬真利子氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての経験と専門知識を有しており、企業法務の専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけることを期待して、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |             |

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.山口十思雄氏、田路則子氏及び廣瀬真利子氏は社外取締役候補者であります。
- 3.当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆様へ承認いただいております。選任が承認された場合、当社と山口十思雄氏及び廣瀬真利子氏との間で当該契約を締結し、田路則子氏とは当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に規定する最低責任限度額であります。
- 4.当社は、選任が承認された場合、廣瀬真利子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふり<br>氏<br>(生年月日)                                                                                    | 略歴、当社における地位（及び担当）                                          | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------|
| ひら ばやし なお き<br>平 林 直 樹<br>(1971年10月8日生)                                                              | 2017年6月 当社入社<br>当社法務知財部マネージャー（現任）<br>2017年11月 当社内部監査室長（現任） | 0株          |
| 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由<br>平林直樹氏は、当社入社以来、法務業務全般に携わり、現在は、内部監査室長を兼務するなど、業務に精通し、豊富な経験と専門知識を有しているためであります。 |                                                            |             |

- (注) 1. 平林直樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆様へ承認いただいております。平林直樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2006年3月30日開催の第5期定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億円以内（うち社外取締役分年額3,000万円以内）とさせていただきたいと存じます。当社の取締役の報酬額は、同業他社の水準等を踏まえ決定されたものであり、また、個人別の報酬額は、各取締役の職務内容及び責任を踏まえた適正な水準とすることを定めた当社の基本方針に沿って適切に決定されるものであることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査役の報酬額は、2006年3月30日開催の第5期定時株主総会において、年額2,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに監査等委員である取締役の報酬等の額を定めるとし、その額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2,000万円以内とさせていただきたいと存じます。当社の監査等委員である取締役の報酬額は、同業他社の水準をもとに、監査等委員がその職務を遂行するに際し、報酬面から制約を受けて十分な監査ができないようなことがないように独立性確保を踏まえて決定されたものであり、監査の品質の維持・向上に資するものであることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

( 2020年1月1日から  
2020年12月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済及び世界経済は、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症の影響により世界各地で経済活動の制限が行われたことから、極めて厳しい状況となりました。日本においても2020年3月に緊急事態宣言が発出され、医療活動、経済活動へ大きな影響が出ました。さらに2020年11月ごろから新型コロナウイルス感染症の3回目の感染拡大が進んでおり、2021年1月には再び緊急事態宣言が発出されるに至るなど、経済活動の停滞や景気後退懸念が払しょくされず、先行きが不透明な状況が継続しております。

当社グループはこのような環境の下、全社員の健康と安全を確保するため、在宅勤務を原則とする勤務体制を実施するなどの対策により感染拡大防止に努めつつ再生医療支援事業及び細胞シート再生医療事業における活動を推進いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は199,466千円（前連結会計年度比76,357千円の減少）、営業損失は719,521千円（前連結会計年度比61,275千円の減少）、経常損失は744,701千円（前連結会計年度比41,532千円の減少）、親会社株主に帰属する当期純損失は783,860千円（前連結会計年度比1,462千円の増加）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

##### ① 再生医療支援事業（培養器材事業、製造受託など）

再生医療支援事業では、将来に向け更なる器材事業の成長を目指し、引き続き新製品の研究開発に取り組みました。販売面におきましては、新型コロナウイルスをはじめとした様々な感染症やがん疾患などの予防法や治療法を開発するための研究用細胞の大量培養を目的とした新たな市場へ製品供給を開始し、更には器材製品の拡販に向けた既存代理店との更なる協業強化及び積極的な販売促進活動を引き続きおこなった結果、当連結会計年度において、特に海外売上が順調に伸び、前連結会計年度に続き過去最高の売上を達成することが出来ました。

招集  
ご通知

株主  
総会  
参考  
書類

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告

当社細胞培養センターを活かした再生医療を支援する再生医療受託事業については、共同研究先である東海大学で自己軟骨再生シートの先進医療Bの治療が開始されております。当社は東海大学から製造を受託し、新型コロナウイルスの感染拡大により手術の延期等の影響により当初の売上計画は未達であったものの、年間で3症例の売上を計上することが出来ました。

以上のような結果、当連結会計年度における売上高は147,314千円（前連結会計年度比30,179千円の増加）、営業損失は38,901千円（前連結会計年度比5,043千円の減少）となりました。

## ② 細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業では、食道再生上皮シート及び軟骨再生シートの細胞シート再生医療等製品パイプラインの自社開発を中心とした研究開発を推進しております。

食道再生シートパイプラインでは、追加治験の開始に注力して参りました。

2016年8月より進めて参りました治験については2018年4月までに治験実施施設での症例登録を終了しましたが、本製品の安全性は確認できたものの、有効性を証明するには十分なデータであるとは言い切れず、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）からは、追加治験を実施する必要がある旨の回答がありました。

その後、食道癌の内視鏡治療後の食道狭窄予防に安価な治療方法としてステロイド投与が認知されてきたことから、追加治験はステロイド投与にリスクがある患者を対象にし、必要な症例数等を含め、PMDAと継続して協議を行ってきた結果、2020年7月には追加治験を実施することを決定し同年10月には治験届を提出いたしました。

このような経緯から対象患者をステロイド投与にリスクがある患者に限定したこと、PMDAから当初の治験よりも多い症例数を求められていることから、製造販売承認申請の時期を2025年に予定していますが、治験施設の追加など、治験期間の短縮に向けて、引き続き検討を重ねて参ります。

なお、当社スウェーデン子会社を拠点とする、欧州における食道再生上皮シートに関する開発につきましては、内視鏡治療の欧州での普及が当初想定したよりも進んでいないこと、上記の日本における製造販売承認の取得に注力するため、中止することを決定いたしました。

軟骨再生シート再生医療等製品パイプラインでは、同種細胞をストックするためのセルストックを構築するための仕組みづくりを模索してまいりました。

しかしながら商業利用を前提としたセルストック構築には、各種医療機関・行政における細胞を採取・保管・供給するための仕組み作りに未整備な点が見受けられ、企業として

組織の入手が困難であったため、まずは研究用途に限った軟骨細胞を成育研から入手して、研究開発を行っておりました。

2020年12月には成育研の倫理審査委員会から、多指（趾）症（生まれつき指の数が5本より多い疾患）患者から採取した軟骨組織の提供等について承認を取得し、ようやく商業利用可能な軟骨組織を安定的に入手することができるようになったことから、今後は同種軟骨細胞シートの治験及び製造販売承認に向けての研究開発を加速させて参ります。

海外展開におきましては、2020年11月に三顧股份有限公司（MetaTech(AP)Inc.）に対して5,000万円の売上を計上いたしました。

当該売上は、三顧股份有限公司（MetaTech(AP) Inc.）と細胞シート再生医療事業（食道再生上皮シート・軟骨再生シート）の台湾での独占的な開発・製造・販売権を付与する契約を2017年4月に締結しており、この契約において軟骨再生シートによる治療を開始し、10 症例の治療完了時には、5,000 万円のマイルストーン収入（目標達成報奨金）を受領することになっていたものによるものです。

今後も引き続き三顧股份有限公司（MetaTech(AP)Inc.）に対して食道再生上皮シート及び軟骨再生シート事業にかかる支援を行って参ります。

以上のような活動の結果、当連結会計年度における売上高は52,152千円（前連結会計年度比106,537千円の減少）、営業損失は390,492千円（前連結会計年度比33,755千円の減少）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下のとおり、第三者割当増資を行い、総額948,698千円の資金調達を行いました。

①2019年9月2日付でバークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank PLC）に対し、第三者割当により発行した第18回行使価額修正条項付新株予約権の一部の行使により485,455千円の資金調達を行いました。

②2020年8月6日付でバークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank PLC）に対し、第三者割当による第19回行使価額修正条項付新株予約権を発行し、その一部の行使により463,242千円の資金調達を行いました。

#### (4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

#### (5) 対処すべき課題

##### ①再生医療支援事業に関する課題

再生医療支援事業の最大の課題は、対象顧客層における当社細胞培養器材の認知度向上による売上高増加であります。現在国内外の販売代理店及び自社による販促活動に注力しておりますが、特に海外においては認知度向上余地が大きいと考えられます。その施策の1つとして、新規販売代理店の開拓は喫緊の課題であると認識しております。

顧客ニーズに対応した製品ラインナップの拡充も重要な課題であります。操作性の向上を目的とした新しい器材形態の開発や培養する細胞の特性に応じた器材培養表面の調整など様々な要望が顧客から寄せられており、当社でも具体的な検討作業を進めております。

また、臨床応用用途の製品開発も重要な課題であると考えております。現在、当社が市販している製品は研究開発用途を目的とした製品が主ですが、今後は臨床研究段階や再生医療製品の製品化の際にも利用可能な製品開発も進めて参ります。

さらに製造コストの引き下げ及び生産体制・能力の充実、拡大の検討も重要課題の1つであります。市販製品については大日本印刷株式会社に製造を委託して製品の安定供給を進めつつ、研究用細胞の大量培養を目的とした新たな市場への製品供給及び海外売上の拡大に対応するため、さらなる生産体制・能力の充実、拡大を図って参ります。

##### ②細胞シート再生医療事業に関する課題

###### (a)当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化に関する課題

当社の使命である「細胞シート工学」という日本発の革新的再生医療技術を基盤として様々な「細胞シート再生医療」製品を開発し、その世界普及を推進するためには、当社細胞シート再生医療第1号製品を日本において早期事業化することが重要であります。当社は、まず国内での細胞シート再生医療製品パイプラインの開発を自社主体で推進し、販売承認取得を目指します。また製造体制・販売体制の確立を通して細胞シート再生医療製品パイプラインの事業化段階をより前進させつつ、海外展開においては2020年1月に設立した台湾合併会社の早期の事業化を支援し、また他社との提携等も視野に入れ、細胞シート再生医療事業の拡大を目指して参ります。

### (b)細胞培養施設の運営に関する課題

再生医療における細胞の培養には、細胞培養施設というバイオクリーンルーム設備が必要となります。当社は2016年に当該施設（細胞培養センター）を設置し、2014年11月施行の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に準拠した設備運営実現のための体制作りを終え、現在はその維持、向上を目指しております。

### (c)細胞シート培養技術者の育成に関する課題

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行により、企業は医療機関からの臨床用細胞の培養の受託が可能となります。当社にとっては、細胞培養施設を所有していない、もしくは有しながらも人的リソースの不足などから効率的な運営ができないなどの問題を抱える大学病院や医療機関などから臨床用細胞シートの製造受託が可能となり、営業収益を拡大する機会となります。しかしながら、細胞シートの培養を適正かつ安全に行うには、十分な教育を受けた技術者の育成が必要であり、また高い技能を有した細胞培養技術者の育成は品質向上につながります。当社ではこれまで培ってきた細胞シート培養の経験やノウハウを活かし、臨床用細胞シートの培養を適正かつ安全に行うための細胞シート培養技術者の育成を進めて参ります。

## ③事業推進に必要な経営資源・インフラに関する課題

### (a)事業資金の確保

当社グループでは、研究開発活動の推進に伴い、運転資金、研究開発投資及び設備投資等、資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく当社は第三者割当増資や公募増資等を実施しましたが、今後さらにエクイティ・ファイナンス、事業提携の実現による開発中品目の上市前における収益化（一時金の獲得など）、国をはじめとする公的補助金、銀行からの借入等の活用などにより資金需要に対応して参ります。また、資金調達手段の多角的アプローチにより継続的に当社グループの財務基盤の強化を図っていく方針であります。

### (b)人材の採用・育成

再生医療等製品の研究開発には様々な専門スキルを有する人材が必要であり、特に細胞シート再生医療は工学・細胞生物学・化学などの学際分野に属することから多様な専門人材の採用・育成が不可欠です。またMetaTech社に加え台湾合弁会社設立によって、今後は今まで以上に台湾における共同開発、事業化に重点を置く予定であることから、日本国内のみならずグローバルで活躍できる人材の確保に注力する方針です。

また、組織規模の拡大・多様化に対応した会社組織としてのガバナンス、従業員サポート、教育の質的向上にも尽力して参ります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                                | 2017年度<br>第17期 | 2018年度<br>第18期 | 2019年度<br>第19期 | 2020年度<br>第20期<br>(当連結会計年度) |
|----------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高 (千円)                                           | 85,061         | 1,026,094      | 275,824        | 199,466                     |
| 営業利益または<br>営業損失 (△) (千円)                           | △956,807       | 140,062        | △780,796       | △719,521                    |
| 経常利益または<br>経常損失 (△) (千円)                           | △964,184       | 140,675        | △786,234       | △744,701                    |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益または親会社株主に<br>帰属する当期純損失 (△) (千円) | △966,474       | 129,745        | △782,398       | △783,860                    |
| 1株当たり当期純利益または<br>1株当たり当期純損失 (△) (円)                | △93.29         | 11.35          | △66.60         | △55.31                      |
| 総 資 産 額 (千円)                                       | 1,561,667      | 1,586,503      | 1,456,242      | 1,806,457                   |
| 純 資 産 額 (千円)                                       | 1,258,573      | 1,411,784      | 1,345,795      | 1,526,373                   |
| 1株当たり純資産額 (円)                                      | 108.69         | 121.19         | 102.24         | 93.85                       |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 再生医療研究開発に係る補助金について、従来、営業外収益の「補助金収入」に含めておりましたが、第18期より、販売費及び一般管理費の「研究開発費」から控除する方法に変更しております。この変更に伴い、第17期の営業損失については、遡及適用後の金額で記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                 | 2017年度<br>第17期 | 2018年度<br>第18期 | 2019年度<br>第19期 | 2020年度<br>第20期<br>(当期) |
|-------------------------------------|----------------|----------------|----------------|------------------------|
| 売上高 (千円)                            | 85,061         | 1,026,094      | 275,824        | 199,466                |
| 営業利益または<br>営業損失 (△) (千円)            | △957,725       | 140,843        | △781,883       | △718,866               |
| 経常利益または<br>経常損失 (△) (千円)            | △964,899       | 141,023        | △787,171       | △728,892               |
| 当期純利益または<br>当期純損失 (△) (千円)          | △967,189       | 130,093        | △783,335       | △768,052               |
| 1株当たり当期純利益または<br>1株当たり当期純損失 (△) (円) | △93.36         | 11.38          | △66.68         | △54.19                 |
| 総 資 産 額 (千円)                        | 1,572,289      | 1,609,928      | 1,477,685      | 1,835,019              |
| 純 資 産 額 (千円)                        | 1,267,165      | 1,430,038      | 1,366,997      | 1,555,934              |
| 1株当たり純資産額 (円)                       | 109.44         | 122.78         | 103.88         | 95.7                   |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 再生医療研究開発に係る補助金について、従来、営業外収益の「補助金収入」に含めておりましたが、第18期より、販売費及び一般管理費の「研究開発費」から控除する方法に変更しております。この変更に伴い、第17期の営業損失については、遡及適用後の金額で記載しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社は、親会社を有しておりません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名              | 資 本 金      | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                      |
|--------------------|------------|---------|------------------------------------|
| CellSeed Sweden AB | 6,800千クローナ | 100%    | 欧州における細胞シート再生医療医薬品の研究開発・マーケティング・販売 |

(注) CellSeed Europe Ltd.は休眠会社としております。

## (8) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社グループの事業内容は以下のとおりです。

### ① 再生医療支援事業

細胞シート再生医療の基盤ツールである「温度応答性細胞培養器材」及びその応用製品の研究開発・製造・販売、並びに再生医療に関わる総合的なサポートを通じて、再生医療の研究開発・事業化を支援する事業、当社細胞培養センターを活かして企業、大学等から細胞シート等の製造を受託する再生医療受託事業

### ② 細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療等製品及びその応用製品の研究開発・製造・販売を通じて、細胞シート再生医療の普及を推進する事業

## (9) 企業集団の主要な拠点（2020年12月31日現在）

### ① 当社

本社：東京都江東区

細胞培養施設：東京都江東区

### ② 子会社

CellSeed Sweden AB（本社：ストックホルム）

(10) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分  | 当連結会計年度末従業員数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均臨時従業員数 |
|------|--------------|-------------|----------|
| 従業員数 | 名<br>40      | 名<br>－      | 名<br>－   |

② 当社の従業員の状況

| 区 分     | 当期末従業員数 | 前期末比増減   | 平均年齢      | 平均勤続年数   |
|---------|---------|----------|-----------|----------|
| 男 性     | 名<br>26 | 名<br>1 減 | 歳<br>47.0 | 年<br>3.2 |
| 女 性     | 14      | 1 増      | 35.9      | 2.0      |
| 合計または平均 | 40      | －        | 43.1      | 2.7      |

(11) 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

(1) 長期借入金

- ① 資金使途 運転資金
- ② 借入日 2020年10月27日
- ③ 借入先 株式会社りそな銀行
- ④ 借入残高 100,000千円
- ⑤ 借入期間 10年間（返済据置期間5年間）
- ⑥ 借入金利 当初3年間無利子 4年後より1.4%
- ⑦ 担保提供資産の有無 無

(2) 長期借入金

- ① 資金使途 運転資金
- ② 借入日 2020年10月27日
- ③ 借入先 株式会社りそな銀行
- ④ 借入残高 60,000千円
- ⑤ 借入期間 10年間（返済据置期間2年間）
- ⑥ 借入金利 1.4%
- ⑦ 担保提供資産の有無 無

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループの当連結会計年度末の手元資金（現金及び預金）の残高は1,460,867千円となり、財務基盤については安定的に推移しております。一方で事業面におきましては細胞シート再生医療事業の重要課題である当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の道程を示すまでには至っておらず、当社グループは当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると判断しております。

当社グループは当該状況の解消を図るべく、以下の施策に取り組んで参ります。

### 当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の実現と事業提携の推進による収益機会の獲得

当社グループは、今後、食道再生上皮シート並びに軟骨再生シートの開発を推進し、当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を実現すること、また事業提携先の開拓を通じて、更なる収益機会を獲得していくことで当該状況の解消を図って参ります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 35,537,600株

(2) 発行済株式の総数 16,008,319株

（自己株式154株を含む。）

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は3,026,500株増加しております。

(3) 株主数 13,982名

(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                               | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------|-------|---------|
|                                                     | 千株    | %       |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                     | 439   | 2.7     |
| 小 野 一 成                                             | 319   | 1.9     |
| 松 井 証 券 株 式 会 社                                     | 168   | 1.0     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                   | 164   | 1.0     |
| 大 日 本 印 刷 株 式 会 社                                   | 147   | 0.9     |
| 岡 野 光 夫                                             | 138   | 0.8     |
| a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社                             | 123   | 0.7     |
| 川 名 貴 行                                             | 106   | 0.6     |
| JPMBL RE CREDIT SUISSE AG,<br>SINGAPORE BRANCH COLL | 93    | 0.5     |
| E Q U I T Y                                         |       |         |
| マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社                               | 87    | 0.5     |

（注）持株比率は、自己株式（154株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

|                        |             | 第21回新株予約権                               |
|------------------------|-------------|-----------------------------------------|
| 発行決議日                  |             | 2020年7月21日                              |
| 新株予約権の数                |             | 1,159個                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式 115,900株<br>(新株予約権1個につき100株)       |
| 新株予約権の払込金額             |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権1個当たり 37,200円<br>(1株当たり372円) (注) 1 |
| 権利行使期間                 |             | 2022年8月7日から<br>2024年8月6日まで              |
| 行使の条件                  |             | (注) 2                                   |
| 従業員等への<br>交付状況         | 当社従業員       | 新株予約権の数 1,159個                          |
|                        |             | 目的となる株式数 115,900株                       |
|                        |             | 交付者数 34人                                |
|                        | 子会社の役員及び従業員 | 新株予約権の数 一個                              |
|                        |             | 目的となる株式数 一株                             |
|                        |             | 交付者数 一人                                 |

(注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。

2. (1)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### (3) その他新株予約権等の状況

#### ① 2015年8月13日の取締役会の決議による第14回新株予約権

|                                        |                                                  |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 1,350個                                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 135,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                |
| 新株予約権の払込金額                             | 総額 945,000円<br>(新株予約権1個当たり700円)                  |
| 新株予約権の払込期日                             | 2015年8月31日                                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 総額 95,175,000円 (注) 1<br>(1株当たり705円 (注) 1)        |
| 新株予約権の行使期間                             | 2015年8月31日から2025年8月30日                           |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 48,060,000円 (注) 1<br>資本準備金 48,060,000円 (注) 1 |
| 新株予約権行使の条件                             | (注) 2                                            |
| 割当先                                    | 当社取締役 5名                                         |

(注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。

2. (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期の1ヶ月前に至るまでの間に東京証券取引所JASDAQグロース市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
    - ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
    - ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
    - ③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
    - ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
  - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 2020年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は850個であります。

② 2015年8月13日の取締役会の決議による第15回新株予約権

|                                        |                                                  |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 630個                                             |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 63,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                 |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 総額 44,415,000円 (注) 1<br>(1株当たり705円 (注) 1)        |
| 新株予約権の行使期間                             | 2017年9月1日から2025年8月31日                            |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 22,207,500円 (注) 1<br>資本準備金 22,207,500円 (注) 1 |
| 新株予約権行使の条件                             | (注) 2                                            |
| 割当先                                    | 当社従業員 25名                                        |

(注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3. 2020年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は80個であります。

③ 2017年8月10日の取締役会の決議による第17回新株予約権

|                                            |                                                  |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                                   | 1,460個                                           |
| 新株予約権の目的である<br>株式の種類と数                     | 普通株式 146,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                |
| 新株予約権の払込金額                                 | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                              |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額                 | 総額 76,504,000円 (注) 1<br>(1株当たり524円 (注) 1)        |
| 新株予約権の行使期間                                 | 2019年9月1日から2027年7月31日                            |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合<br>における増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 38,252,000円 (注) 1<br>資本準備金 38,252,000円 (注) 1 |
| 新株予約権行使の条件                                 | (注) 2                                            |
| 割当先                                        | 当社従業員 36名                                        |

(注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3. 2020年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は460個であります。

④ 2020年7月21日の取締役会の決議による第19回新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 35,000個                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 3,500,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                     |
| 新株予約権の払込金額                             | 総額3,780,000円<br>(新株予約権1個当たり108円)                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 総額 1,302,000,000円 (注) 1<br>(1株当たり372円 (注) 1)                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使期間                             | 2020年8月7日から2021年8月6日                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 652,890,000円 (注) 1<br>資本準備金 652,890,000円 (注) 1                                                                                                                      |
| 行使価額の修正条件                              | 本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93.5%に相当する金額に修正される。ただし、かかる計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は186円とする。 |
| 新株予約権行使の条件                             | 100日以内に10,000個行使する。                                                                                                                                                     |
| 割当先                                    | バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)                                                                                                                                   |

(注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。

2. 2020年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は17,511個であります。

⑤ 2020年7月21日の取締役会の決議による第20回新株予約権

|                                        |                                                  |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 1,200個                                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 120,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                |
| 新株予約権の払込金額                             | 総額 465,600円<br>(新株予約権1個当たり388円)                  |
| 新株予約権の払込期日                             | 2020年8月6日                                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 総額 44,640,000円 (注) 1<br>(1株当たり372円 (注) 1)        |
| 新株予約権の行使期間                             | 2023年1月1日から2024年8月6日                             |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 資本金 22,552,800円 (注) 1<br>資本準備金 22,552,800円 (注) 1 |
| 新株予約権行使の条件                             | (注) 2                                            |
| 割当先                                    | 当社取締役 4名                                         |

- (注) 1. 当初行使価額を行使価額として算出しております。
2. (1) 本新株予約権の保有者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社の2022年度に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成しない場合は、損益計算書とする。）における営業利益または営業損失（国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益または営業損失等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。以同じ。）の水準に応じて、当該有価証券報告書の提出日において当該本新株予約権者が保有する本新株予約権のうち、下記に定める割合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ① 営業損失が6億円超の場合：0%
  - ② 営業損失が5億円超6億円以下の場合：40%
  - ③ 営業損失が5億円以下または営業利益が1千万円未満の場合：70%
  - ④ 営業利益が1千万円以上の場合：100%
- (2) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、2023年以降の任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 2020年12月31日時点で未行使の本新株予約権の個数は1,200個であります。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                        |
|----------|--------|-----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 橋本 せつ子 | 株式会社バイオビジネスブリッジ 取締役                                 |
| 取締役      | 小野寺 純  | 最高財務責任者                                             |
| 取締役      | 大江田 憲治 | 公益社団法人日本工学アカデミー 終身フェロー                              |
| 取締役      | 田路 則子  | 法政大学経営学部 教授<br>法政大学大学院経営学研究科（ビジネススクール） 教授           |
| 常勤監査役    | 砂押 正己  |                                                     |
| 監査役      | 山口 十思雄 | 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル<br>社外監査役<br>株式会社エクストリーム 社外取締役 |
| 監査役      | 廣瀬 真利子 | サンフラワー法律事務所 代表弁護士<br>株式会社デジタルメディアプロフェッショナル<br>社外監査役 |

- (注) 1. 取締役大江田憲治氏及び田路則子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山口十思雄氏及び廣瀬真利子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役廣瀬真利子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役山口十思雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である大江田憲治氏及び田路則子氏、監査役である砂押正己氏、山口十思雄氏及び廣瀬真利子氏との間で、それぞれ会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 役 員 区 分             | 報酬の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額（千円） |               |    |           | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|---------------------|---------------|----------------|---------------|----|-----------|-----------------------|
|                     |               | 基本報酬           | ストック<br>オプション | 賞与 | 退職<br>慰労金 |                       |
| 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 41,100        | 41,100         | －             | －  | －         | 2                     |
| 監 査 役<br>(社外監査役を除く) | 7,200         | 7,200          | －             | －  | －         | 1                     |
| 社 外 取 締 役           | 7,680         | 7,680          | －             | －  | －         | 2                     |
| 社 外 監 査 役           | 7,200         | 7,200          | －             | －  | －         | 2                     |
| 合 計                 | 63,180        | 63,180         | －             | －  | －         | 7                     |

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 社外役員の重要な兼職の状況

| 地 位 | 氏 名       | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                    |
|-----|-----------|----------------------------------------------------|
| 取締役 | 大 江 田 憲 治 | 公益社団法人日本工学アカデミー 終身フェロー (注)                         |
|     | 田 路 則 子   | 法政大学経営学部 教授 (注)<br>法政大学大学院経営学研究科 (ビジネススクール) 教授 (注) |
| 監査役 | 山 口 十 思 雄 | 株式会社デジタルメディアプロフェSSIONナル 社外監査役 (注)                  |
|     |           | 株式会社エクストリーム 社外取締役 (注)                              |
|     | 廣 瀬 真 利 子 | サンフラワー法律事務所 代表弁護士 (注)                              |
|     |           | 株式会社デジタルメディアプロフェSSIONナル 社外監査役 (注)                  |

(注) 当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名       | 地 位       | 主 な 活 動 状 況                                                                            |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 大 江 田 憲 治 | 社 外 取 締 役 | 当事業年度に開催した取締役会13回中13回に参加しております。ライフサイエンスに関わる企業及び公的機関に携わった豊富な専門知識と経験から適宜発言を行っております。      |
| 田 路 則 子   | 社 外 取 締 役 | 当事業年度に開催した取締役会13回中12回に参加しております。日本企業のイノベーションマネジメント、グローバルマーケティング等の豊富な専門知識から適宜発言を行っております。 |
| 山 口 十 思 雄 | 社 外 監 査 役 | 当事業年度に開催した取締役会13回中13回、監査役会14回中14回に参加しております。財務及び会計に関わる公認会計士としての豊富な経験から適宜発言を行っております。     |
| 廣 瀬 真 利 子 | 社 外 監 査 役 | 当事業年度に開催した取締役会13回中13回、監査役会14回中14回に参加しております。企業法務に関わる弁護士としての豊富な経験から適宜発言を行っております。         |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

ひので監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 13,800千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 13,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する『会計監査人との連携に関する実務指針』を踏まえ、適時に合理的な報酬で効率的に実施される高品質な監査であることを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 内部統制基本方針の概要

当社及び当社の関係会社（以下「グループ会社」という）は、会社法及び会社法施行規則に定める取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行っております。

監査役は、取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行を監査しております。また社外監査役のうち1名は弁護士であり、法律専門家の視点に基づく監査を担当しております。

必要に応じて顧問弁護士等の専門家のアドバイスを受けるなどにより法令及び定款に適合することを確認しております。また、財務報告に係る内部統制規程を策定し、これに基づき個別業務を運用することで、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存しております。取締役及び監査役は、常時これらの文書等（グループ会社の文書等を含む）を閲覧しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、それぞれの担当部門・部署がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画部門長またはその指名する部署・使用人が行うものとしております。

また、経営会議において、グループ会社を含む当社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つとともに必要な対応を協議しております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定めております。

ア. 毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

取締役会は、4名の取締役（うち、社外取締役2名）で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制が整えられております。

イ. 常勤取締役と部門長を主要メンバーとする経営会議を、原則として月1回以上開催しております。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行っております。

また、常勤監査役も経営会議に出席しており、業務執行状況を監視しております。

ウ. 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各部署の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図っております。

エ. 内部監査担当部署は、内部統制状況を確認するために、内部監査を実施しております。

内部監査責任者は、社長に承認された年間の内部監査計画書に基づき、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財産の実態を調査し経営の合理化及び能率の増進に資することを目的に、内部監査を実施しております。

当社及びグループ会社に対する内部監査の実施状況については、社長及び監査役会に報告を行っております。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、改善状況を確認しております。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

製品に関する品質、安全性確保及び法令遵守のため、購買、生産管理、研究開発等の社内規程を整備し、運用に当たっております。

その他一般の法的規制に関する遵守については、法務担当部署が対応しており、企業価値向上のためのコンプライアンス基本規程、内部通報規程等の関連規程が定められております。社員に対し、必要なコンプライアンス研修の受講を実施しております。

また、内部監査により、社内各部署及びグループ会社の業務執行の適法性・妥当性について公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行っております。

**⑥ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびにグループ会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値向上をめざした経営を行い、かつ社会的責任を全うするために、グループの経営理念を策定しております。このグループの経営理念に基づき業務の適正を図るため、情報の共有化や適切な時期での意思決定を行っております。

さらにグループ全体にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、子会社管理規程及び関連諸規程に基づいて、グループ会社の管理監督を実施し、グループ会社は当社に対して適時適切な報告・相談などを行っております。

また、監査役及び内部監査担当部署は、当社及びグループ会社におけるこれらの業務の実施状況を監査しております。

**⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役は、内部監査担当部署所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査担当部署長等の指揮命令を受けないものとしております。

**⑧ 取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及びグループ会社の業務及び業績に影響を与える重要な事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為を発見したときは、その内容を速やかに監査役に対して、報告する体制を整備しております。また、監査役へ報告したことを理由とする不利益な取扱いは一切行いません。

**⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び職務の執行について生ずる費用に関する事項**

監査役は、監査役会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取し、適法性を監査しております。さらに内部監査担当部署及び会計監査人との相互連携を図り、監査の強化に努めております。また、監査役会と代表取締役社長等、業務執行取締役との間の定期的な意見交換

会を設定しております。

監査役は、その職務執行について生ずる費用について、会社から前払または償還を受けることができます。

#### ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを目的に、反社会的勢力対応規程を定め、経営企画部門を中心にチェック体制を整備しております。

### (2) 内部統制システム運用状況の概要

当社の取締役会は、4名の取締役（うち、社外取締役2名）で構成されており、取締役会には取締役及び3名の監査役（うち、社外監査役2名）が出席して、業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役は独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。当該体制の2020年1月1日から2020年12月31日までの取締役会及び監査役会の開催については、定例取締役会（12回開催）、臨時取締役会（1回開催）、定例監査役会（12回開催）、臨時監査役会（2回開催）となっております。

また、監査役会と代表取締役社長との間では定期的な意見交換会が開催されたほか、常勤監査役は経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取することにより、適法性を監査し経営監視機能の強化及び向上を図っております。

その他、内部監査室により、内部監査計画に基づく内部監査を実施し、業務の適正を確保するための対応を継続しております。

なお、当社は、本総会における各議案が原案どおり可決されますと、監査等委員会設置会社に移行致します。移行後は、当社の取締役会は、6名（うち、社外取締役4名）で構成されます。また、監査等委員会は、3名で構成され、社外取締役を3名とすることで、監査・監督機能を充実させてまいります。

# 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額        |
|-----------------|-----------|-----------------|------------|
| ( 資 産 の 部 )     |           | ( 負 債 の 部 )     |            |
| 流 動 資 産         | 1,622,187 | 流 動 負 債         | 120,084    |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,460,867 | 買 掛 金           | 4,765      |
| 売 掛 金           | 45,880    | 未 払 金           | 41,489     |
| 商 品 及 び 製 品     | 15,304    | 未 払 法 人 税 等     | 18,044     |
| 仕 掛 品           | 310       | 賞 与 引 当 金       | 4,808      |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 27,097    | 前 受 金           | 28,649     |
| 前 払 費 用         | 20,783    | そ の 他           | 22,328     |
| 未 収 消 費 税 等     | 50,698    | 固 定 負 債         | 160,000    |
| そ の 他           | 1,246     | 長 期 借 入 金       | 160,000    |
| 固 定 資 産         | 184,270   | 負 債 合 計         | 280,084    |
| 有 形 固 定 資 産     | －         | ( 純 資 産 の 部 )   |            |
| 建 物             | 12,508    | 株 主 資 本         | 1,516,651  |
| 機 械 及 び 装 置     | 2,286     | 資 本 金           | 4,348,286  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 41,533    | 資 本 剰 余 金       | 1,570,083  |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △56,329   | 利 益 剰 余 金       | △4,401,491 |
| 投 資 其 他 の 資 産   | 184,270   | 自 己 株 式         | △227       |
| 関 係 会 社 株 式     | 106,007   | その他の包括利益累計額     | △14,211    |
| そ の 他           | 78,262    | その他有価証券評価差額金    | △321       |
| 資 産 合 計         | 1,806,457 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | △13,890    |
|                 |           | 新 株 予 約 権       | 23,933     |
|                 |           | 純 資 産 合 計       | 1,526,373  |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 1,806,457  |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

( 2020年 1 月 1 日から  
2020年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |         |
|-----------------|---------|---------|
| 売上高             |         | 199,466 |
| 売上原価            |         | 61,279  |
| 売上総利益           |         | 138,186 |
| 販売費及び一般管理費      |         |         |
| 研究開発費           | 438,839 |         |
| その他             | 418,868 | 857,708 |
| 営業損失            |         | 719,521 |
| 営業外収益           |         |         |
| 受取利息            | 11      |         |
| 為替差益            | 172     |         |
| 受取手数料           | 204     |         |
| 還付加算金           | 47      |         |
| その他             | 8       | 443     |
| 営業外費用           |         |         |
| 支払利息            | 152     |         |
| 持分法による投資損失      | 14,996  |         |
| 新株発行費           | 10,474  | 25,622  |
| 経常損失            |         | 744,701 |
| 特別利益            |         |         |
| 新株予約権戻入益        | 1,737   | 1,737   |
| 特別損失            |         |         |
| 減損損失            | 37,096  | 37,096  |
| 税金等調整前当期純損失     |         | 780,060 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,800   | 3,800   |
| 当期純損失           |         | 783,860 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |         | 783,860 |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

# 連結株主資本等変動計算書

( 2020年 1 月 1 日から  
2020年12月31日まで )

(単位：千円)

|                                      | 株 主 資 本   |           |            |         |           |
|--------------------------------------|-----------|-----------|------------|---------|-----------|
|                                      | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高                          | 3,872,335 | 1,094,132 | △3,617,630 | △227    | 1,348,609 |
| 当連結会計年度変動額                           |           |           |            |         |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)              | 475,951   | 475,951   |            |         | 951,902   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失              |           |           | △783,860   |         | △783,860  |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会 計 年 度 変 動 額 (純 額) |           |           |            |         |           |
| 当連結会計年度変動額合計                         | 475,951   | 475,951   | △783,860   | －       | 168,041   |
| 当連結会計年度期末残高                          | 4,348,286 | 1,570,083 | △4,401,491 | △227    | 1,516,651 |

|                                      | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額    |                    |                        | 新株予約権  | 純資産合計     |
|--------------------------------------|--------------------------|--------------------|------------------------|--------|-----------|
|                                      | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | そ の 他 利 益<br>包 括 額 合 計 |        |           |
| 当連結会計年度期首残高                          | －                        | △21,340            | △21,340                | 18,525 | 1,345,795 |
| 当連結会計年度変動額                           |                          |                    |                        |        |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)              |                          |                    |                        |        | 951,902   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失              |                          |                    |                        |        | △783,860  |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会 計 年 度 変 動 額 (純 額) | △321                     | 7,449              | 7,128                  | 5,407  | 12,536    |
| 当連結会計年度変動額合計                         | △321                     | 7,449              | 7,128                  | 5,407  | 180,578   |
| 当連結会計年度期末残高                          | △321                     | △13,890            | △14,211                | 23,933 | 1,526,373 |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

招集  
ご通知

株主  
総会  
参考  
書類

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告

# 貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------|-----------|-------------------------|------------|
| ( 資 産 の 部 )       |           | ( 負 債 の 部 )             |            |
| 流 動 資 産           | 1,536,053 | 流 動 負 債                 | 119,085    |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,373,289 | 買 掛 金                   | 4,765      |
| 売 掛 金             | 45,880    | 未 払 金                   | 40,489     |
| 商 品 及 び 製 品       | 15,304    | 未 払 費 用                 | 10,854     |
| 仕 掛 品             | 310       | 未 払 法 人 税 等             | 18,044     |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 27,097    | 賞 与 引 当 金               | 4,808      |
| 前 払 費 用           | 20,783    | 前 受 金                   | 28,649     |
| 未 収 消 費 税 等       | 48,112    | 預 り 金                   | 11,473     |
| そ の 他             | 5,275     | 固 定 負 債                 | 160,000    |
| 固 定 資 産           | 298,966   | 長 期 借 入 金               | 160,000    |
| 有 形 固 定 資 産       | －         | 負 債 合 計                 | 279,085    |
| 建 物               | 12,508    | ( 純 資 産 の 部 )           |            |
| 機 械 及 び 装 置       | 2,286     | 株 主 資 本                 | 1,532,322  |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 41,533    | 資 本 金                   | 4,348,286  |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △56,329   | 資 本 剰 余 金               | 1,570,083  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 298,966   | 資 本 準 備 金               | 1,570,083  |
| 関 係 会 社 株 式       | 119,478   | 利 益 剰 余 金               | △4,385,820 |
| 関 係 会 社 出 資 金     | 101,226   | そ の 他 利 益 剰 余 金         | △4,385,820 |
| そ の 他             | 78,262    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | △4,385,820 |
| 資 産 合 計           | 1,835,019 | 自 己 株 式                 | △227       |
|                   |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △321       |
|                   |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △321       |
|                   |           | 新 株 予 約 権               | 23,933     |
|                   |           | 純 資 産 合 計               | 1,555,934  |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 1,835,019  |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

( 2020年 1 月 1 日から  
2020年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |         |
|-------------------------|--------|---------|
| 売 上 高                   |        | 199,466 |
| 売 上 原 価                 |        | 61,279  |
| 売 上 総 利 益               |        | 138,186 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 857,053 |
| 営 業 損 失                 |        | 718,866 |
| 営 業 外 収 益               |        |         |
| 受 取 利 息                 | 10     |         |
| 為 替 差 益                 | 329    |         |
| 受 取 手 数 料               | 204    |         |
| 還 付 加 算 金               | 47     |         |
| そ の 他                   | 8      | 600     |
| 営 業 外 費 用               |        |         |
| 支 払 利 息                 | 152    |         |
| 新 株 発 行 費               | 10,474 | 10,626  |
| 経 常 損 失                 |        | 728,892 |
| 特 別 利 益                 |        |         |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 1,737  | 1,737   |
| 特 別 損 失                 |        |         |
| 減 損 損 失                 | 37,096 | 37,096  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |        | 764,252 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,800  | 3,800   |
| 当 期 純 損 失               |        | 768,052 |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

**株主資本等変動計算書**  
( 2020年 1 月 1 日から  
2020年12月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |              |                               |              |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------------------------|--------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                     |              |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 3,872,335 | 1,094,132 | 1,094,132    | △3,617,768                    | △3,617,768   |
| 当 期 変 動 額               |           |           |              |                               |              |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 475,951   | 475,951   | 475,951      |                               |              |
| 当 期 純 損 失               |           |           |              | △768,052                      | △768,052     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |              |                               |              |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 475,951   | 475,951   | 475,951      | △768,052                      | △768,052     |
| 当 期 末 残 高               | 4,348,286 | 1,570,083 | 1,570,083    | △4,385,820                    | △4,385,820   |

|                         | 株 主 資 本 |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等    |                    | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|----------------|--------------------|--------------------|--------|-----------|
|                         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 | その他有価<br>証券評価<br>額 | 評価・換算<br>差額等<br>合計 |        |           |
| 当 期 首 残 高               | △227    | 1,348,471      | －                  | －                  | 18,525 | 1,366,997 |
| 当 期 変 動 額               |         |                |                    |                    |        |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |         | 951,902        |                    |                    |        | 951,902   |
| 当 期 純 損 失               |         | △768,052       |                    |                    |        | △768,052  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |                | △321               | △321               | 5,407  | 5,086     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | 183,850        | △321               | △321               | 5,407  | 188,937   |
| 当 期 末 残 高               | △227    | 1,532,322      | △321               | △321               | 23,933 | 1,555,934 |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

株式会社セルシード

取締役会 御中

ひので監査法人  
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 星 川 明 子 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 羽 入 敏 祐 ⑩  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セルシードの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

株式会社セルシード

取締役会 御中

ひので監査法人  
東京都港区

|                        |           |           |
|------------------------|-----------|-----------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 星 川 明 子 ⑩ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 羽 生 敏 祐 ⑩ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セルシードの2020年1月1日から2020年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の役員と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容が相当でないと認める事由はありません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひので監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひので監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月10日

|                  |         |
|------------------|---------|
| 株 式 会 社 セ ル シ ード | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役 砂 押    | 正 己 ㊞   |
| 社 外 監 査 役 山 口    | 十 思 雄 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 廣 瀬    | 真 利 子 ㊞ |

以 上

メ モ 欄

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement. The lines are evenly spaced across the entire page, which is otherwise blank.

メ モ 欄

[illegible]

メ モ 欄

[illegible]

メ モ 欄

[illegible]

メ モ 欄

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement. The lines are evenly spaced across the entire page, which is otherwise blank.

# 株主総会会場ご案内図

東京都江東区青海二丁目5番10号  
テレコムセンタービル東棟 20階会議室  
電話：(03) 6380-7490 (代表)



## 【交通のご案内】

- ゆりかもめ「テレコムセンター」駅西棟 直結
- りんかい線「東京テレポート」駅より、無料循環バス3分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮  
くださいますようお願い申し上げます。